

智頭町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 智頭町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年4月(23年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	661人/km ²	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	5区(波多処理区、奥山形処理区、山形処理区、山郷処理区、南因処理区)		
処 理 場 数	5施設(波多処理場、奥山形処理場、山形処理場、山郷処理場、南因処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	南因処理区に関しては、既に計画としてあった土師処理区と那岐処理区の二つを計画時点で処理区域を統合し、南因処理区として整備した。(※土師地区の一部の山根、穂見、戸能の周辺集落に関しては、智頭浄化センターに接続した。)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 2,750円 世帯構成員 1人につき550円/人				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 2,750円 ①使用水量による場合 1m ³ につき132円 ②その他による場合 建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準JISA3302—1988(昭和44年建設省告示第3184号)を 参考として、町長が別に定める人員1人につき550円				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	業務用使用料体系に同じ				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	4,320 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	3,423 円
	平成30年度	4,320 円		平成28年度	3,698 円
	平成31年度	4,320 円		平成29年度	3,355 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

<p>職 員 数</p>	<p>税務住民課は令和2年度現在13人で、税務住民チームと生活環境チームに分かれており、生活環境チーム5名が、水道事業、下水道事業、浄化槽事業、公営住宅、環境衛生業務等に兼務して当たっている。処理区域内人口の減少も見込まれる中でこれ以上の人員の増員は望めないため、今後も民間委託等を効果的に活用しながら、現行の人員の確保に努める。 また、将来を見据えて人材の育成にも取り組んでおり、鳥取県や東部管内、(公社)日本下水道協会等で開催される勉強会に積極的に職員を参加させることで、職員の質の向上に努めつつ、ベテラン職員から若手職員への技術の適正な継承を図る。</p>
<p>事業運営組織</p>	<p>令和2年度現在、税務住民課生活環境チームが、主に水道事業、下水道事業、浄化槽事業、公営住宅、環境衛生業務等に兼務して当たっている。農業集落排水事業については、事務職員のみ構成で技術系職員がおらず、また全員が兼務職員であるため、非常時対応には不安があるが、処理場やマンホールポンプの維持管理業務等技術系の業務については、民間委託を効果的に活用することで、今後も現行の組織・人員構成で事業運営が可能であると考えており、現時点で事業運営組織の変更は予定していない。 ただし、費用全体に占める委託費の割合が大きいため、今後は水道事業で実施しているクラウド管理システム等、ICT技術の導入を下水道事業においても検討することで、クラウド遠隔管理による管理コストの削減、及びそれを通じた委託(仕様)内容の見直しによる委託費の削減等、経費削減の可能性について検討する。</p>

(2) 民間活力の活用等

<p>民間活用の状況</p>	<p>ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)</p>	<p>施設維持管理業務(5施設)、マンホールポンプ維持管理業務(101箇所)、自家用電機工作物保安管理業務(3箇所)、水質検査業務(5施設)、汚泥運搬収集業務(5施設)を民間委託している。 ただし、消防設備の点検業務については、総務課において他の会計と一括で発注することにより、委託費の削減を図っている。 今後も複数年度契約の採用や事業を跨いだ契約により委託料削減に努めるが、さらに施設等の維持管理業務において、市町村を跨いだ契約ができないかを広域化に関する協議会等を通じて検討し、さらなる委託費削減に努める。</p>
	<p>イ 指定管理者制度</p>	<p>現在、指定管理者制度については検討中。</p>
	<p>ウ PPP・PFI</p>	<p>町内の各部局の代表者からなるPFI検討会を設置した。</p>
<p>資産活用の状況</p>	<p>ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4</p>	<p>現在、エネルギー利用については検討中。</p>
	<p>イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5</p>	<p>該当無し。</p>

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度決算「経営比較分析表」を添付している。
この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を用いて、智頭町農業集落排水事業の経年比較、類似団体との比較等々複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に表している。

2. 経営の基本方針

◆経営理念

○重要な社会資本である下水道事業について、経営の健全化により持続的な経営に努め、安定的な放流異質の確保による公共用水域の水質の保全及び生活環境の向上を目標とする。

◆経営の基本方針

○平成25年度に実施している最適化構想を活用して、施設・管渠の効率的な維持管理・コストの平準化に努めることで、収益的収支比率50%以上を目指す。

○安定的な経営には一定の資金が必要であるため、効率的な資金運用の検討を通じて、現状の基金残高140,000千円の維持を目指す。

○施設・管渠の投資には自己財源だけで賄うのは厳しいため、企業債は利用するが、将来世代の負担を増やさないように発行額を減少させ、企業債残高対事業規模比率を2,000%未満に抑える事を目標とする。

◆経営改善への取組み

○本経営戦略ではこれらのほか財政面や投資面の両面においてKPI(重要経営指標)を設定し、その推移に着目しながら、PDCAサイクルに基づいた継続的な経営改善を図っていく方針である。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

i) 管渠・施設の建設に関して

農業集落排水の各処理区の整備は概成しているため、これ以上の整備は行なわないものとして計画している。新たな整備を行わず、既存の施設の最適化・長寿命化を検討する。

ii) 管渠・施設の更新に関して

この先、施設の老朽化により、施設の更新・改修が見込まれる。

よって、計画的に施設の更新・改修を行ない、コストの軽減・平準化をはかっていくためにも、平成25年策定の農業集落排水施設最適設備構想を基に各処理場・管路の長寿命化改築工事を想定している。

現状分析の結果、今後少なくとも年間で10,000千円、計画期間内で計100,000千円の投資が必要となってくることが見込まれる。寿命を迎えるマンホールポンプの交換、耐用年数を経過する電気設備の更新、下水道施設の脱気設備のオーバーホール等、優先度を考慮した効果的かつ効率的な投資計画のもと、計画的な投資を行っていく予定である。

② 収支計画のうち財源についての説明

【使用料収入】

本町の主な収入は下水道使用料・受益者分担金・地方債・一般会計からの繰入金となっている。

本町の下水道使用料は、「基本使用料2,700円×戸数(世帯数)+使用料単価540円×人口」で計算されるため、将来の使用料収入の試算にあたっては、戸数(世帯数)と処理区域内人口を試算する必要がある。それぞれ以下のとおり仮定している。

・国立社会保障・人口問題研究所の試算により、本町の人口は年2.15%の割合で減少することが見込まれるため、処理区域内人口も同比率で減少するものと仮定する。

・戸数(世帯数)は接続世帯数推移(平成28年～平成38年)をもとに、年0.53%の割合で減少するものと仮定する。

新規加入金については、処理区の整備も概成し、平成27年度における水洗化率も75.88%と類似団体と比較しやや低い数値ではあるが、新規接続者数は少なく一定した新規加入金による収益を見込めないため、収入の中に算定していない。

【企業債の発行】

企業債については、資本平準化債を発行可能額以内で発行・償還を計画した。平成30年度からは毎年定額で10,000千円の投資を計画しており、財源として投資額の100%を企業債発行により調達することを考えている。企業債残高事業規模比率の推移を見ると、平成24年度に6,778%に対し、平成28年度には5,451%となっており、償還金に関しては、既にピークを迎えている。資本費平準化債の借り入れは予定しているものの、計画期間内で企業債残高は減少し、平成39年度における企業債残高事業規模比率は1,901%と大幅に改善されると予想している。

なお資本平準化債については現在、入札により民間の金融機関から低金利で借り受けている。

【一般会計からの繰入金】

収益的収支比率は、直近5期は概ね33%～34%の範囲で推移しており、下水道使用料・受益者分担金・地方債で賄い得ない残りの金額について、一般会計からの繰入金で補填しているのが現状である。計画期間中でやや改善されることが予想されるものの、過大な一般会計からの繰入金は受益者負担の原則の点から不適切であるため、一般会計からの繰入金を極力減らすため、確実な使用料収納と資本平準化債の発行を計画した。また汚水処理原価等、経費の削減に努め、計画期間内に収益的収支比率を50%にすることを目標とした。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>【職員給与費に関する事項】 現状、農業集落排水事業で計上している人員は事務系職員1名であり、新たに人員を補充することは検討していない。一人当たりの職員給与費は、「智頭町職員給料等平均(一般行政職員)」を基に算出しており、平成29年度の職員給与費(5,796千円)から経年により毎年2%上昇するものと仮定して算定した。</p> <p>【動力費に関する事項】 これまでの実績を見るとやや増加傾向にある事から、過去5年の最大値から費用を算出した。具体的には、平成24年度から平成28年度の最大値8,135千円で、平成39年度まで推移するものとして算定した。</p> <p>【修繕費・材料費・その他費用に関する事項】 修繕の状況等により年度で見るとばらつきが生じるため、過去5年の平均から費用を算出した。具体的には、平成29年度より、修繕費:5,507千円・材料費:155千円・その他費用:57,587千円で平成39年度まで推移するものとして算定した。 ※今後の消費税増税などによる影響は考慮していない。</p>
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>現在予定はないが、将来的には必要性、実施時期などについて慎重に判断をして、隣接する農業集落排水処理施設・公共下水道との統合なども検討し、より効率的な維持管理を選択する。 地理的な条件から見て、施設等の広域化等についても現状予定していないが、人口の減少による処理水量の減少が見込まれるため、将来的に供給過剰とならないよう、施設の廃止・統合(ダウンサイジング)や性能の合理化(スペックダウン)を検討していく予定である。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>施設・設備の長寿命化や投資の平準化については、投資・財政計画に折り込み済みである。 今後は処理場・管渠等の更新工事が必要となるため、農業集落排水事業においては平成25年度に策定した最適設備構想を基として、管路・施設の更新・改修によるコストの平準化を行い、コストの軽減・投資の平準化に努める。現状管路・施設の更新・改修に係るコストとして毎年10,000千円、計画期間内で計100,000千円の投資を予定した。具体的には、今後の財政状況・国の動向を注視しながら、検討する。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>町内の各部局の代表者からなるPFI検討会を設置した。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>マンホールポンプ施設通報装置の一部について、電話回線を使用した通報からFOMA回線を使用した通報への切替を行っている。切替が未了の部分についても、順次切替を行い、不測の事態への迅速な対応に努める。 水道事業において、従来よりクラウド型監視システムを導入して、管末水質管理の経費削減に取り組んでおり、遠隔管理による巡回業務の削減等を通じて、サービスの質を落とすことなく、人件費や経費の削減に努めている。 下水道事業においても、電話回線からFOMA回線を利用した通報システムへの切替を進める中で、クラウド型監視システムの導入についても検討することで、維持管理コストの削減と迅速な緊急時対応に努める。また簡易水道事業にも導入を検討しているため、事業を跨いだ一括発注による経費の削減の可能性についても検討する。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>本町の使用料は県内において高水準にあり、下水道利用者への過度な負担増を避けるため、現状の使用料(税抜)の料金改定は検討していない。ただし3～5年後のローリングにより、料金収入が現状見込みを下回ることがあれば、料金体系の改定も検討しなければならないと考えている。</p> <p>人口減少・事業所の減少により今後使用料収入の減少が見込まれること、資本費平準化債の発行可能額の減少が見込まれることから、一般会計からの繰入金が増加が見込まれる。また、資本費平準化債は将来への負担の先送りであり、過度な一般会計からの繰入金は受益者負担の原則の点から見て不適切である。今後は資本費平準化債・一般会計からの繰入金を減らし持続可能な事業としていくべく、適切な汚水処理原価を把握し、経営健全化に向けて必要に応じて使用料の改定も検討する。</p> <p>本町の農業集落排水事業は、処理施設数が多いこともあり、平成27年度における経費回収率は42.88%、汚水処理原価は403.06円であり、近隣団体を下回る数値となっている。加えて企業債の償還額の負担が重いことから、平成27年度の収益的収支は34.16%と近隣団体を大きく下回る数値となっている。</p> <p>企業債償還額は今後少しずつ減少することが見込まれるため、今後は適切な汚水処理原価を把握してその削減に努め、合わせて経営健全化に向けて必要に応じて使用料の改訂も検討することで、まずは収益的収支比率を計画期間中に50%にすることを目標とし、いずれは収支均衡を図るべく努める。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>鳥取県農業集落排水事業推進基金造成事業費補助金により、平成27年度まで基金に積み立てている。しかし企業債の元利償還金が多額に上り、総収支差額の赤字分を一般会計からの繰り入れにより補填している状況を踏まえると、今後は安全性に留意しながらも長期の定期預金や国債等、高い利回りを期待できる資金の運用について検討することで、余剰資金の効率的な運用に努め、必要な自己資金の確保に努める。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>計画期間中、平成25年度策定の農業集落排水事業の最適設備構想を基として、管路・施設の更新・改修を計画した。建設改良に当たっては、国の補助事業活用など、適切な財源確保を検討する。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>町内の各部局の代表者からなるPFI検討会を設置した。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>農業集落排水事業には、主に税務住民課生活環境チームの職員が兼務して当たっているため、業務への従事割合等を参考に、農業集落排水事業には1人の事務職員給与費をおいて算定しており、投資・財政計画の中で職員の増員は考えていない。ただ事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて、職員の増減を検討する。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>令和2年度に、2021年度からの3力年の電力供給業務の入札を行った。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>保存期間の長い薬品等については、1回あたりの発注量を見直し、より経済的な発注単位での購入に努めることで、購入単価の削減できないか検討する。 さらに数年度契約の採用や事業を跨いだ契約により、購入価額を削減できないかを検討する。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>現状において見込まれる修繕費は収支計画に折り込み済である。供用開始から23年経過しており、固定資産の老朽化が進むと消耗部品等の交換といった小規模の修繕が増える見込みであるので、修繕費の推移には今後も留意する。</p>

<p>委託費に関する事項</p>	<p>現状、マンホールポンプの維持管理(年間29,000千円)と浄化センターの維持管理(年間25,000千円)を特定の業者に委託しており、下水道と合わせると委託費が54,000万円と多額になっている。ただし鳥取県内でこうした維持管理業務を委託できるのは現在の委託先業者に限られており、委託先を変更することは困難である。</p> <p>しかし本町には技術系職員がおらず、費用全体に占める委託費の割合が大きいため、多額の一般会計からの繰入を必要とする現状を踏まえると、今後委託に係る費用の一層の削減が不可欠となる。複数年度契約の採用や事業を跨いだ契約により委託料を削減できないかを検討する。さらに水質検査や施設等の維持管理業務において、市町村を跨いだ契約ができないかを 広域化に関する協議会等を通じて検討し、さらなる委託費削減に努める。</p> <p>委託に依存せず、技術系職員を採用して本町が維持管理業務を実施することも検討しており、計画期間内では毎年30%超の大幅な維持管理に係る委託費の削減効果が期待できる。したがって現状の委託に係る費用が過大となっていないかについても検証を行う予定である。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>【料金徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金の徴収については、現状、口座振替と納付書による納付のみであるため、利用者の利便性の向上と、確実な使用料の徴収を行うため、コンビニ決済の導入を検討する。 <p>【台帳管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、管路台帳と固定資産台帳の連動が難しく、管路台帳データを活用し切れていないため、下水道事業の法適化も見据えて、より操作性や連動性の高いシステムの構築を検討する。 <p>【下水道料金システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、下水道料金システムの使い勝手が悪く、システムを活かしきれていないため、下水道事業の法適化も見据えて、より操作性や連動性の高いシステムの構築を検討する。 <p>【地方公営企業法の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の事務、経理等においては地方公営企業法が適用されておらず、民間企業では計上されるべき減価償却費や引当金等が計上されていない。これら経費や負債を適切に計上し、より精度の高い財務シミュレーションや経営戦略の策定を行うため、地方公営企業法を適用する。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>毎年度、適切な進捗管理を行い、また、3年～5年後ごとを目安に見直しを行うことによりPDACサイクルを効果的にまわして、本経営戦略の事後検証、点検を行う。従来から経営分析で用いられている「経営の健全性」「経営の効率性」「老朽化の状況」の視点に基づく各種指標の動向にも留意する。</p>
----------------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成31年度 (将来予測)	平成32年度 (将来予測)	平成33年度 (将来予測)	平成34年度 (将来予測)	平成35年度 (将来予測)	平成36年度 (将来予測)	平成37年度 (将来予測)	平成38年度 (将来予測)	平成39年度 (将来予測)	
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	212,167	134,173	133,633	133,101	132,579	132,065	131,559	131,062	130,573	130,091	129,618	129,152	
		(1) 営 業 収 益 (B)	48,974	48,116	47,576	47,044	46,522	46,007	45,502	45,005	44,515	44,034	43,561	43,095	
		ア 料 金 収 入	48,974	48,116	47,576	47,044	46,522	46,007	45,502	45,005	44,515	44,034	43,561	43,095	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	163,193	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057
		ア 他 会 計 繰 入 金	163,193	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057	86,057
		イ そ の 他													
	収益的 支出	2	総 費 用 (D)	115,386	118,953	116,130	113,381	110,591	107,752	104,873	101,957	98,984	96,091	92,839	89,958
			(1) 営 業 費 用	70,241	77,180	77,252	77,324	77,399	77,475	77,552	77,631	77,711	77,793	77,877	77,962
			ア 職 員 給 与 費	4,689	5,796	5,867	5,940	6,015	6,090	6,168	6,247	6,327	6,409	6,493	6,578
			ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	65,552	71,384	71,384	71,384	71,384	71,384	71,384	71,384	71,384	71,384	71,384	71,384	
		(2) 営 業 外 費 用	45,145	41,773	38,878	36,057	33,192	30,277	27,321	24,326	21,273	18,298	14,962	11,996	
		ア 支 払 利 息	45,145	41,773	38,878	36,057	33,192	30,277	27,321	24,326	21,273	18,298	14,962	11,996	
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
		イ そ の 他													
		3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	96,781	15,220	17,503	19,720	21,988	24,313	26,686	29,105	31,588	34,000	36,779	39,194
資本的 収入		1	資 本 的 収 入 (F)	129,355	188,451	195,251	186,251	184,251	187,251	189,251	191,251	190,851	148,751	148,751	148,751
			(1) 地 方 債	69,200	50,500	57,300	48,300	46,300	49,300	51,300	53,300	52,900	10,800	10,800	10,800
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	60,155	137,951	137,951	137,951	137,951	137,951	137,951	137,951	137,951	137,951	137,951	137,951	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
		(6) 工 事 負 担 金													
		(7) そ の 他													
	資本的 支出	2	資 本 的 支 出 (G)	226,139	210,435	219,029	213,133	213,477	217,927	222,583	226,748	229,031	230,665	217,033	191,534
			(1) 建 設 改 良 費		0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
			ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	226,139	210,435	209,029	203,133	203,477	207,927	212,583	216,748	219,031	220,665	207,033	181,534	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
	(5) そ の 他														
	3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 96,784	△ 21,985	△ 23,779	△ 26,883	△ 29,227	△ 30,677	△ 33,333	△ 35,498	△ 38,181	△ 81,915	△ 68,283	△ 42,784	

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算 見込)		(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)						
収 支 再 差 引			△ 3	△ 9	△ 2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	2,012	2,009	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金		(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	2,009	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		2,009	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	黒 字	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤 字	(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		62.12	36.11	35.71	35.82	35.21	34.13	33.04	31.99	31.13	30.34	30.96	33.13
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	48,974	48,116	47,576	47,044	46,522	46,007	45,502	45,005	44,515	44,034	43,561	43,095
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地 方 債 残 高	(X)		2,669,380	2,509,445	2,357,716	2,202,883	2,045,706	1,887,079	1,725,796	1,562,348	1,396,217	1,186,352	990,119	669,449

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度									
	(決算)	(決算 見込)	(決算)	(決算 見込)										
収益的収支分	163,193	70,837	68,553	66,337	64,069	61,744	59,371	56,952	54,469	52,057	49,278	46,863		
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
資本的収支分	60,155	159,926	159,729	164,833	167,177	168,627	171,283	173,448	176,131	219,865	206,233	180,734		
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
合 計	223,348	230,763	228,282	231,170	231,246	230,371	230,654	230,400	230,600	271,922	255,511	227,597		